

「特別の教科 道徳」導入後の道徳教育の在り方に関する一考察 — 学習指導要領の改正を踏まえて —

塩津 英樹*

Hideki SHIOZU

A Study on the State of Moral Education under the 'The Special Subject Morality'
—Based on a Revised Course of Study—

要 旨

小学校では2018（平成30）年度から、中学校では2019（平成31）年度から、「特別の教科 道徳」が正式に実施される。本稿では、「特別の教科 道徳」導入の経緯、「学習指導要領」の一部改正（平成27年3月27日）を踏まえ、「特別の教科 道徳」の目標、内容、指導方法と評価について考察を行った。以上を通じて、「特別の教科 道徳」導入による道徳の教科化の意義について明らかにした。

【キーワード：道徳，特別の教科，学習指導要領】

1. はじめに

現在、学校における道徳教育は、「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じて行なわれている。「小学校学習指導要領」（平成20年3月）の総則に記載されているように、道徳教育は、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達段階を考慮して、適切な指導を行うこととされている。

近年の教育改革により、小学校では2018（平成30）年度から、中学校では2019（平成31）年度から、「特別の教科 道徳」（以下、「道徳科」と略記）が正式に実施される。これは、1958（昭和33）年に、「道徳の時間」が特設されて以来の大きな改革である。これまで「領域」の一つであった道徳が教科化されることにより、今後、道徳教育は、どのように変わっていくのだろうか。

本稿では、「道徳科」導入の経緯および「学習指導要領」の一部改正（平成27年3月27日）ⁱを踏まえ、「道徳科」の目標、内容、指導方法と評価について考察を行う。以上を通じて、道徳の教科化の意義について明らかにする。

2. 現代社会と道徳教育

近年、学校現場では、いじめや不登校、学力低下など、様々な教育課題が生じている。また、子供の規範意識の低下も叫ばれて久しい。「子どもの徳育に関する懇談会」（平成20年～平成21年）による報告「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」には、現代の子どもの成長と徳育をめぐる今日的課題が、次のように述べ

られている。

「現在の日本の若者・子どもたちには、他者への思いやりの心や迷惑をかけないという気持ち、生命尊重・人権尊重の心、正義感や遵法精神の低下や、基本的な生活習慣の乱れ、自制心や規範意識の低下、人間関係を形成する力の低下などの傾向が指摘されている。社会を震撼させるような、少年が関与する事件の報道に触れ、子どもたちの規範意識について不安を感じる人も多い。」ⁱⁱ

こうした現状について、同報告では、子どもの言動に関する問題は、大きな社会構造の変化の影響に起因する問題でもあると指摘している。そして、特に子どもの徳育への影響が大きいと考えられる近年の急速な社会構造の変化として、次の4つの現象を挙げている。

1. 新しいメディア技術の発達の影響等
2. 家族・地域社会等の変化を背景とした体験活動の減少
3. 利己的な風潮等、社会の風潮の変化
4. 厳しい家庭環境の中で育つ子どもの存在

このように、子どもの徳育をめぐるのは、個人の問題としてのみ捉えるのではなく、広く社会全体の問題として捉え、社会全体で子供の徳育に取り組むことが重要である。

また、これらに加え、近年の新たな社会の変化として、グローバル化を挙げることができよう。グローバル化とは、「情報通信技術の進展、交通手段の発達による移動の容易化、市場の国際的な開放等により、人、物材、情

* 高根大学教育学部附属教師教育研究センター

報の国際的移動が活性化して、様々な分野で『国境』の意義があいまいになるとともに、各国が相互に依存し、他国や国際社会の動向を無視できなくなっている現象ⁱⁱⁱとして捉えることができる。グローバル化の進展により、日本における在留外国人の数も、ここ数年、増加傾向にある。法務省の発表によると、2015年12月末の時点で、在留外国人の数は、223万2189人である^{iv}。グローバル化の進展を背景にして、今後、道徳教育は、どのような役割を果たすことが期待されているのだろうか。「小学校学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」(以下、「道徳編」と略記)には、道徳教育の果たすべき役割が、次のように説明されている。

「今後グローバル化が進展する中で、様々な文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となる。こうした課題に対応していくためには、社会を構成する主体である一人一人が、高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、時に対立がある場合を含めて、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と対話し協働しながら、よりよい方向を目指す資質・能力を備えることがこれまで以上に重要であり、こうした資質・能力の育成に向け、道徳教育は大きな役割を果たす必要がある。」^v

ここで述べられている資質・能力を、どのように育成していくのか。道徳教育に携わる教師一人ひとりが真摯に考えていく課題であろう。グローバル化が進展しつつある日本において、多様性を尊重し、多文化共生社会を実現するために、道徳教育の果たすべき役割は大きいと考えられる。

3. 「道徳科」の導入

(1) 「道徳科」導入の経緯

道徳の教科化に関する議論の発端は、平成12年3月24日、小渕恵三内閣総理大臣決裁によって設置された私的諮問機関「教育改革国民会議」においてである。同会議は、平成12年3月27日から平成13年4月2日まで計14回開催され、平成12年12月22日に、江崎玲於奈座長から森総理大臣に、報告「教育を変える17の提案」が提出された。17の提案の2番目に挙げられていたのが、(提言2)「学校は道徳を教えることをためらわない」である。具体的な提言内容は、次の通りである。

「小学校に『道徳』、中学校に『人間科』、高校に『人生科』などの教科を設け、専門の教師や人生経験豊かな社会人が教えられるようにする。そこでは、死とは何か、生とは何かを含め、人間として生きていく上での基本の型を教え、自らの人生を切り拓く高い精神と志を持たせる。」^{vi}

同提言では、小学校に「道徳」、中学校に「人間科」、高校に「人生科」という名称の教科を設けることが検討されている。しかし、この時点では、道徳の教科化は実現しなかった。

その後、安倍内閣(第一次)が成立すると、「教育再生会議」(平成18年10月10日)が設置される。同会議は、平成18年10月18日から平成20年1月31日まで計12回(総会)開催され、最終報告「教育総がかりで教育再生を(最終報告)～教育再生の実効性の担保のために～」が提出された。同報告では、道徳を教科化することが、次のように提言されている。

「徳育を『教科』として充実させ、自分を見つめ、他を思いやり、感性豊かな心を育てるとともに人間として必要な規範意識を学校でしっかり身に付けさせる。」^{vii}

「教育再生会議」では、道徳を「徳育」という名称の教科にすることが検討されていた。しかし、安倍内閣の退陣もあり、結果的に、道徳の教科化は実現しなかった。その後、民主党政権(平成21年9月16日～平成24年12月26日)を経て、安倍内閣(第二次)が成立すると、「教育再生実行会議」(平成25年1月15日)が開催される。同会議は、先の「教育再生会議」の提言や実績を踏まえ、直面する諸課題について審議し、提言を行うことを目的とした。そして、「いじめの問題等への対応について(第一次提言)」(平成25年2月26日)において、道徳の教科化が、再度提言された。

「いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。(中略)しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあります。このため、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てることが求められます。」^{viii}

「第一次提言」において、道徳は、いじめの問題に対する本質的な問題解決に向けて、「新たな枠組み」によって教科化することが謳われたのである。

その後、「第一次提言」を受けて、道徳教育の充実について検討するため、平成25年3月26日に、文部科学省に「道徳教育の充実に関する懇談会」が設置される。同懇談会は、平成25年4月4日から平成25年12月2日まで計10回開催され、平成25年12月26日に、「今後の道徳教育の改善・充実方策について(報告)～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」が提出された。同報告では、「道徳の時間」を、その特性を踏ま

えた「新たな枠組み」による「特別の教科 道徳」として制度上明確に位置付け、充実を図ること。そして、そのために、文部科学省において専門的な検討を進め、学校教育法施行規則の改正や「学習指導要領」の改訂等に早期に取り組むべきことが指摘された^{ix}。

同報告を受けて、平成26年2月17日、下村博文文部科学大臣から、中央教育審議会に「道徳に係る教育課程の改善等について」諮問がなされ、専門的な検討を経て、同年10月21日に答申が行なわれた。同答申を踏まえ、平成27年3月27日に「学習指導要領」の一部改正が行われ、同年7月には、「学習指導要領解説 特別の教科 道徳編」(小学校・中学校)が、文部科学省のホームページ上に公開された。

(2) 道徳教育と「道徳科」の目標

「小学校学習指導要領」(平成27年3月27日)によれば、道徳教育と「道徳科」の目標は、それぞれ次のように示されている。

(第1章 総則 第1 教育課程編成の一般方針 2)

「道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。」^x

(第3章 特別の教科 道徳 第1 目標)

「第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。」^{xi}

学校の教育活動全体を通じて行なわれる道徳教育の目標は、児童の道徳性を養うことである。そして、年間35時間(小学校第1学年のみ34時間)行なわれる「道徳科」の目標は、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てることである。これらの諸様相を簡潔に説明すると次のようになる。

(道徳性の諸様相)

道徳的判断力(知的な働き): 善悪を判断する能力
 道徳的心情(感情): 善を行うことを喜び、悪を憎む感情
 道徳の実践意欲(傾向性): 道徳的価値を実現しようとする意志の働き
 道徳的態度(傾向性): 具体的な道徳的行為への身構え

これらの諸様相について、改正前の「小学校学習指導要領」(平成20年3月)と比較すると、「道徳科」の目標が、「道徳実践力を育成する」から、「道徳的判断力、心情、

実践意欲と態度を育てる」へと変更されている。また道徳的判断力が、心情よりも前に置かれている点を特徴として指摘できる。「道徳編」によると、これらの諸様相は、「一人一人の児童が道徳的価値を自覚し、自己の生き方についての考えを深め、日常生活や今後出会うであろう様々な場面、状況において、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質^{xii}であると説明されている。それゆえ、「道徳科」において求められるのは、児童が道徳的価値について理解を深めることができるような指導の在り方である。

「道徳科」における指導の在り方は、授業者の意図や工夫に委ねられている。それゆえ、教師は、道徳的価値の理解を深められるような指導の在り方を探求し、実践していく必要がある。

(3) 「道徳科」の内容

「道徳科」の内容は、内容項目という形で示されている。内容項目とは、「道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したもの」であり、「児童自らが道徳性を養うための手掛かり」となるものである。指導の留意点として、①児童に内容項目を示す言葉をそのまま教え込んだりしないこと、②知的な理解のみにとどまるような指導を行わないこと、が挙げられる^{xiii}。道徳教育の内容項目は、以下の4つの視点で構成されている。

- A 主として自分自身に関すること
- B 主として人との関わりに関すること
- C 主として集団や社会との関わりに関すること
- D 主として生命や自然、崇高なものとの関わりに関すること

内容項目の数は、小学校低学年19項目、中学年20項目、高学年22項目、中学校22項目である。これらは、小学校6年間、中学校3年間を視野に入れて、最も指導の適時性のある項目が、学年段階ごとに精選され、重点的に示されたものである^{xiv}。「道徳編」には、内容項目一つひとつに対して、内容項目の概要説明とともに、学年段階ごとに指導の要点が明記されている。教師は、内容項目について深い理解を有した上で、内容項目の関連性、発展性を考慮し、指導を行なっていく必要がある。

文部科学省は、道徳教育の充実のために、道徳教育の教材として『心のノート』を作成し、2002(平成14)年度から全国の小学校・中学校等々に無償で配布を行ってきた。また、2014(平成26)年度からは、『心のノート』を全面改訂した『私たちの道徳』が配布されている。文部科学省の説明によれば、『私たちの道徳』とは、児童生徒が道徳的価値について自ら考え、実際に行動できるようになることを目標に作成された道徳教育用教材である。『私たちの道徳』は、小学校(低学年、中学年、高学年)用3冊と中学校用1冊の計4冊から成り、加えて、「活用のための指導資料」(小学校、中学校)も作成され

ている。いずれも、文部科学省のホームページ上で閲覧することが可能である。

『私たちの道徳』は、学校における「道徳の時間」だけでなく、学校の教育活動全体を通じて、そして、家庭や地域においても活用することが期待されている。特徴としては、児童生徒の発達の段階を踏まえ、先人等の名言、偉人や著名人の生き方に関する内容を多く取り上げていること、いじめ問題への対応や我が国の伝統と文化、情報モラルに関する内容などの充実を図っていること等が指摘できる^{xv}。また、現代的課題として生命倫理に関する事例も取り上げられている。例えば、「科学技術の発達と生命倫理」と題して、「脳死と臓器提供」、「クローン技術」、「遺伝子検査」、「代理母」、「出生前診断」といった事例が取り上げられている^{xvi}。これらの事例の中には、既存の倫理観で判断することが困難な事例も含まれている。このような事例について、生徒が考え、議論することによって、新たな倫理観の創造へと繋がるのが期待されているのである。

（『私たちの道徳』に取り上げられている人物の一覧）

（小学校・低学年）

二宮金次郎、武者小路実篤、日野原重明、フリードリヒ・フォン・シラー、河合雅雄、ジャン＝アンリ・ファール、長谷川町子

（小学校・中学年）

澤穂希、高橋尚子、エイブラハム・リンカーン、マリー・キュリー、手塚治虫、俵万智、千住真理子、良寛、入江陵介、牧野富太郎、葛飾北斎、天野篤、小篠綾子、井深大、石川啄木、小泉八雲

（小学校・高学年）

ワンガリ・マータイ、内村航平、豊田佐吉、森光子、向井千秋、ヘレン・ケラー、アニー・サリバン、イチロー、ピタゴラス、マリー・キュリー、十八代 中村勘三郎、池田菊苗、中谷宇吉郎、ラポック、ジョージ・ワシントン、ラ・ロシュフコー、マルクス・トゥッリウス・キケロ、松下幸之助、野口英世、宮沢賢治、毛利衛、奥村土牛、福澤諭吉、マザー・テレサ、千住明、澤田美喜、小川笙船、山上憶良、橘曙覧、坂本龍馬、新渡戸稲造、千玄室、ピエール・ド・クーベルタン、加藤明、尾本恵市、三枝成彰、ラルフ・ワルド・エマーソン、ゲーテ、ネルソン・マンデラ、佐藤真海

（中学校）

香川綾、松井秀喜、上杉鷹山、湯川秀樹、山中伸弥、松下幸之助、若田光一、本田宗一郎、新島八重、山岡鉄舟、振分精彦、緒方洪庵、大木聖子、アンネ・フランク、西村雄一、洪沢栄一、ガンディー、鈴木邦雄、鎌田實、濱口梧陵、西岡常一、嘉納治五郎

（3）「道徳科」の指導方法と評価

道徳の授業は、目的と方法から3つの類型に大別される。すなわち、①「道徳的価値の内面化」の立場に基づくインカルケーション、②「価値の明確化」の立場に基づく道徳授業、③「道徳性の認知的発達」の立場に基づくモラルジレンマ授業である^{xvii}。これらの中で、伝統的な道徳授業の方法として知られているのが、①のインカルケーションである。インカルケーションでは、読み物資料の登場人物の心情理解を通して、子供に価値を伝達する。インカルケーションは、ねらいとする価値を伝達する上で一定の効果が期待できる一方、学年が上がるにつれ、子供は、教師の発問に対し、教師が望む回答を推測するようになる。また、ともすれば価値の教え込みにもなりがちである。こうした点が、課題として指摘されていた。

例えば、小学校高学年用のよく知られた読み物資料の一つに「手品師」（江橋照雄作）というものがある。腕は良いが、うれない手品師が、大劇場に出られるチャンスを犠牲にして、男の子との約束を守るという物語である。この物語を通して伝達したい価値は「誠実」である。しかし、この物語を通じて「誠実」という価値を伝達することには疑問が寄せられている。例えば、松下は、手品師の行動のうちに、道徳的に見て様々な問題を読み取る^{xviii}。現実的に考えて、多くの選択肢がある中、他の選択肢を考慮することなく、男の子との約束を守ることが、本当に「誠実」と言えるのだろうか。そもそも「誠実とは何か」という問いに対して明確な回答を用意することは容易ではない。当事者が置かれている状況によって、「誠実」の在り方は変化し得るからである。

「道徳科」が目指しているのは、読み物資料の登場人物の心情理解を通じた価値の教え込みではなく、子供一人ひとりが道徳的な課題について、考え、議論すること。すなわち、「考え、議論する道徳」の実現である。この点については、「道徳編」に明確に示されている。

『特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるものと言わなければならない』、『多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質である』との答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童が自分自身の問題と捉え、向き合う『考える道徳』、『議論する道徳』へと転換を図るものである。^{xix}

子供が、道徳的な課題を「自分自身の問題」と捉えることが重要である。道徳の授業が、単なる資料の読み取りになってしまえば、子供のうちに道徳的な価値の葛藤は生まれにくい。如何にして、子供に、道徳的な課題を、「自分自身の問題」として捉えさせ、考えさせるのか。このことが非常に重要である。

「道徳教育に係る評価等の在り方に関する専門家会議」による報告『「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について』（報告）（平成28年7月22日）によれば、道徳教育の質的転換を図るためには、「質の高い多様な指導方法」の確立が求められており、特に質の高い指導方法として、次の3つの学習が挙げられている^{xx}。

- ① 読み物教材の登場人物への自我関与が中心の学習
- ② 問題解決的な学習
- ③ 道徳的行為に関する体験的な学習

これらの学習で重視されているのは、子供の主体性である。道徳教育において大切なことは、子供が、道徳的な課題を「自分自身の問題」として捉え、向き合うことである。そうすることで、子供は、道徳的価値をより深く理解することができる。それゆえ、伝統的な道徳授業の方法であるインカレケーションを用いる場合には、教師は、発問構成を工夫する必要がある。子供の内に道徳的な価値の葛藤が生まれるような発問を用意することが大切である。

また、「道徳科」においては、指導方法とともに、評価の在り方にも関心が寄せられている。道徳の評価は、個々の児童生徒の道徳性の成長を促し、学校における指導の改善を図るために行なわれるものである。それゆえ、道徳の評価は、他者と比較するのではなく、児童生徒の成長を認めて励ます「個人内評価」として、記述式で行うこととされている。また「個人内評価」を行う際には、観察や会話、作文やノートなどの記述、質問紙などを通して、下記の2点に留意することが求められている^{xxi}。

- ① 他者の考え方や議論に触れ、自律的に思考する中で、一面的な見方から多面的・多角的な見方へと発展しているか
- ② 多面的・多角的な思考の中で、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているか

道徳が教科化されるにあたり、質の高い指導方法と評価が導入され、これをきっかけに、今後より充実した道徳教育が行なわれることが期待される。

4. おわりに

以上のように、本稿では、「道徳科」導入の経緯、「学習指導要領」の一部改正を踏まえ、「道徳科」の目標、内容、指導方法と評価について考察を行った。最後に、「道徳科」導入による道徳の教科化の意義について述べたい。

戦後、日本の道徳教育は、「道徳の時間」を要として、学校の教育活動全体を通じて行なわれてきた。このたび、道徳の教科化が行なわれることは、これまでの道徳教育が抱えていた様々な課題を克服し、より充実した道徳教育を実現していく上で、非常に有意義であると考えられる。その際、より重要なことは、今一度、道徳教育を、

学校の全教育活動の中核に位置づけ直すことではないだろうか。各学校において、「道徳の全体計画」および「年間指導計画」をもとに、教職員が丸となって、道徳教育を中核とした学校づくりを進めていくことが重要である。またその際には、小学校6年間、中学校3年間の計9年間を見据えた道徳教育を構想していくことも大切である。子供の道徳性は、徐々に発展していくものであるため、長期的な展望のもと、道徳教育を構想していくことが求められる。そして何よりも、教師一人ひとりが、これらについて十分自覚した上で、道徳教育を行っていくことが大切である。

【註】

ⁱ 文部科学省「一部改正学習指導要領等（平成27年3月）」（参照URL）http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/newcs/youryou/1356248.htm（最終確認：2016年9月18日）

ⁱⁱ 文部科学省「子どもの徳育に関する懇談会（第12回）」（配布資料3）子どもの徳育に関する懇談会（報告）「子どもの徳育の充実に向けた在り方について」（参照URL）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/053/gaiyou/attach/1286155.htm（最終確認：2016年9月24日）

ⁱⁱⁱ 文部科学省「グローバル化と教育に関して議論していただきたい論点例」（参照URL）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/kokusai/004/gijiroku/attach/1247196.htm（最終確認：2016年9月16日）

^{iv} 総務省「在留外国人統計（旧登録外国人統計）統計表」（参照URL）http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei-ichiran_touroku.html（最終確認：2016年9月16日）

^v 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編」（平成27年7月）、1頁。

^{vi} 首相官邸「教育改革国民会議」「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」（平成12年12月22日）（参照URL）<http://www.kantei.go.jp/jp/kyouiku/houkoku/1222report.html>（最終確認：2016年9月1日）

^{vii} 首相官邸「教育再生会議」「社会総がかりで教育再生を（最終報告）～教育再生の実効性の担保のために～」（平成20年1月31日）（pdf資料）2頁。（参照URL）<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouiku/houkoku/honbun0131.pdf>（最終確認：2016年9月1日）

^{viii} 首相官邸「教育再生実行会議」「いじめの問題等への対応について（第一次提言）」（平成25年2月26日）（pdf資料）1-2頁。（参照URL）http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dail_1.pdf（最終確認：2016年9月24日）

^{ix} 文部科学省「道徳教育の充実に関する懇談会」「今後の道徳教育の改善・充実方策について（報告）～新しい時代を、人としてより良く生きる力を育てるために～」（平成25年12月26日）（pdf資料）15頁。（参照URL）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/_icsFiles/afifieldfile/2013/12/27/1343013_01

pdf（最終確認：2016年9月1日）

^x 文部科学省「小学校学習指導要領」（平成27年3月一部改正）、1頁。

^{xi} 同上、91頁。

^{xii} 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編」（平成27年7月）、19頁。

^{xiii} 同上、20頁。

^{xiv} 同上、21-22頁。

^{xv} 文部科学省「道徳教育」（参照URL）http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/doutoku/（最終確認：2016年9月17日）

^{xvi} 文部科学省『私たちの道徳（中学校）』104頁。

^{xvii} 椋木香子「第13章 道徳授業の方法1 - 3つの類型 -」丸山恭司（編）（教師教育講座第7巻）『道徳教育指導論』協同出版、2014年、185-199頁。

^{xviii} 松下良平『道徳教育はホントに道徳的か？ - 「生きづらさ」の背景を探る -』日本図書センター、2011年、27頁。

^{xix} 文部科学省「小学校学習指導要領解説 特別の教科道徳編」（平成27年7月）、2頁。

^{xx} 文部科学省『「特別の教科 道徳」の指導方法・評価等について（報告）」（pdf資料）6頁。（参照URL）http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/111/houkoku/1375479.htm（最終確認：2016年9月30日）

^{xxi} 同上、7-10頁。

【その他、参考文献等】

岡部美香・谷村千絵（編）『道徳教育を考える 多様な声に応答するために』法律文化社、2012年。

田中智志・橋本美保（監修）、松下良平（編著）（新・教職課程シリーズ）『道徳教育論』一藝社、2014年。

林忠幸・堺正之（編）『道徳教育の新しい展開』東信堂、2009年。

渡邊満・押谷由夫・渡邊隆信・小川哲也（編）『「特別の教科 道徳」が担うグローバル化時代の道徳教育』北大路書房、2016年。